令和８年度第４回鶴岡市総合計画審議会 行財政専門委員会

令和８年１０月１日（木）１５：００～

市役所別棟２号館２１～２３号会議室

１　開　会

２　挨　拶

３　令和８年度優先協議項目方向性協議

（１）デマンド交通のあり方

（２）窓口業務の民間委託

４　令和８年度優先協議項目ヒアリング

（１）ごみの有料化

（２）農業経営者育成学校（SEADS）のあり方

５　閉　会

［方向性協議］　７つの視点や全体を通して、どう事務事業を進めていくべきかご意見をいただきます

［ヒアリング］　７つの視点や所管課の説明を踏まえて、ご質問をいただきます

視点①　所期の目的が市民ニーズの変化や今後の社会変容に適合しているか

視点②　目的の達成度が停滞・悪化するものは今後改善が見込めるか

視点③　業務負荷が過大となっているものは今後改善が見込めるか

視点④　事業の廃止・縮小に対して市民の理解が得られるか

視点⑤　受益者負担の観点で妥当かどうか

視点⑥　市の類似施設の存在、民間競合の観点から妥当かどうか

視点⑦　民間活用により更なるサービス向上・負担軽減が見込めるか

鶴岡市総合計画審議会　行財政専門委員会

委 員 名 簿

（五十音順、敬称略）

氏　名	所 属 等	備 考
小野　英一	東北公益文科大学教授	委員長
髙坂　信司	鶴岡ガス株式会社常務取締役	委員長 職務代理者
石塚　治己	鶴岡市農業委員会会長	
加藤　静香	静香法律事務所弁護士	
小林真由美	株式会社荘内銀行鶴岡営業部副部長	
佐藤　佑樹	医療法人社団みつわ会常務理事・事業総括本部長	
富樫　研輔	佐藤正一公認会計士事務所公認会計士	
富樫　正樹	鶴岡地区歯科医師会副会長	
山口　誠	学校法人羽黒学園羽黒高校校長	

任期：令和８年６月５日から令和１０年６月４日まで

鶴岡市総合計画審議会行財政専門委員会担当庁内部会

構 成 員 名 簿（令和８年度）

No.	職　名	氏　名	備 考
1	総務部長	森屋　健一	部会長
2	企画部長	上野　修	
3	総務部参事（兼）職員課長	五十嵐　一憲	
4	職員課主幹	菅原　明宏	
5	財政課長	齋藤　正浩	
6	政策企画課長	鈴木　真	

○総合計画審議会行財政専門委員会部会事務局

職　名	氏　名	備 考
職員課　職員主査	小野寺　善紀	
職員課　専門員	長谷川　正行	
職員課　専門員	茂木　政信	

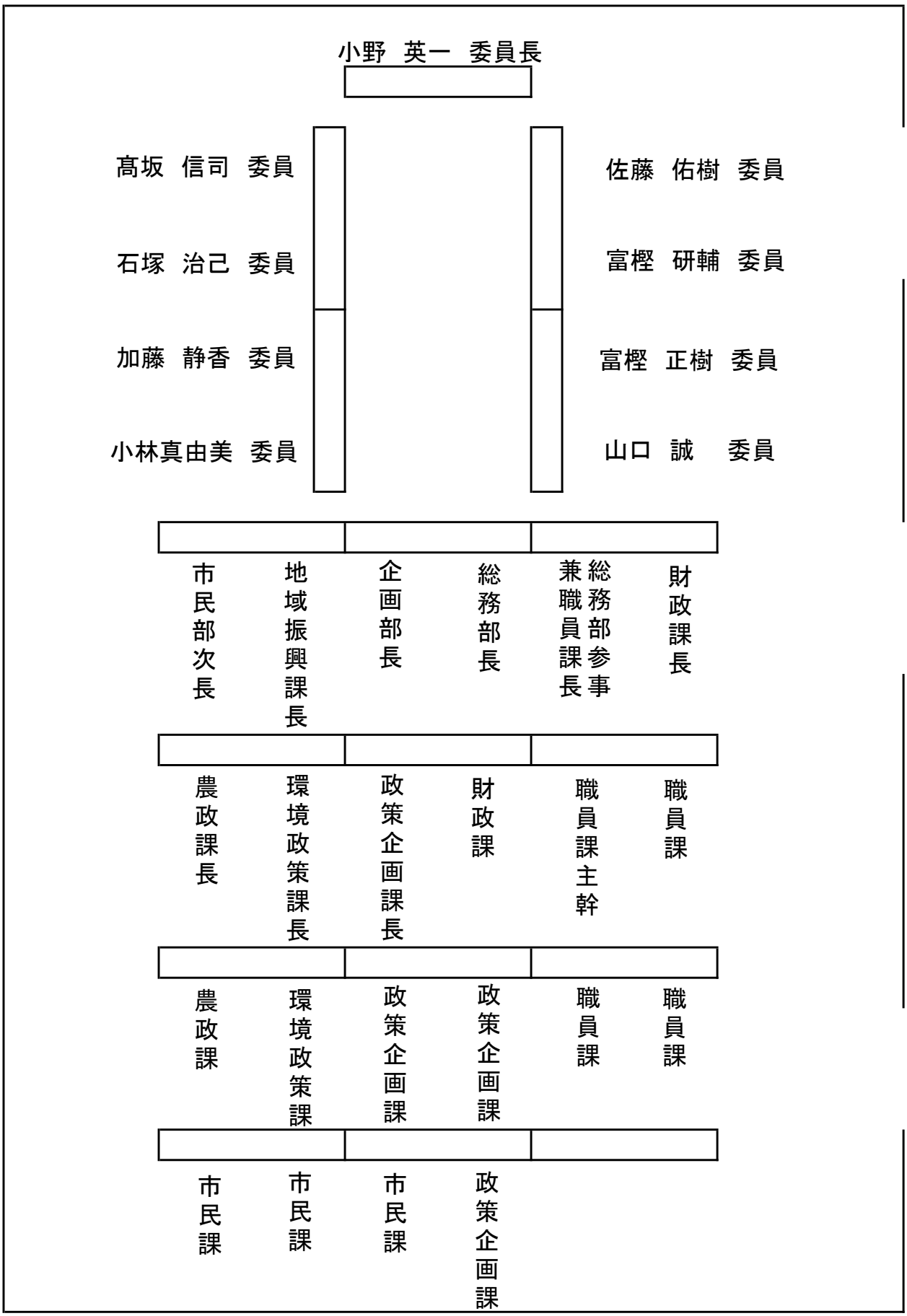
第４回鶴岡市総合計画審議会行財政専門委員会

説 明 員 名 簿

No.	職　名	氏　名	備 考
1	地域振興課長	鈴木　泰行	デマンド交通
2	市民部次長兼市民課長	三浦　裕美	窓口業務民間委託
3	市民課管理主査	西方　緑	窓口業務民間委託
4	市民課市民主査	佐藤　真紀	窓口業務民間委託
5	市民課戸籍主査	鈴木　明美	窓口業務民間委託
6	環境政策課長	加藤　明	ごみ有料化
7	環境政策課副主幹	山口　えみ	ごみ有料化
8	農政課長	齋藤　健一	農業経営者育成学校
9	農政課主査	渡部　啓	農業経営者育成学校

令和8年度第4回鶴岡市総合計画審議会行財政専門委員会

日時:令和8年10月1日15時
場所:市役所別棟2号館21～23会議室



■第３回専門委員会での主な質問【デマンド交通のあり方】

１　タクシー助成を櫛引地域で実証していく理由は。
→　櫛引地域は、デマンド交通実施から年数が経過して比較検討できるため。

２　タクシー助成の料金設定は、障害の有無や年齢等を問わず固定で考えているか。
→　タクシー助成の先行事例を参考にしたい。今後、制度設計を検討していく。

３　タクシー助成への転換にあたり、ドライバー不足や供給不足リスクはどうなのか。
→　まだ内部での検討段階にあり、今後事業者との検討を進めていく。

４　タクシー助成の対象事業者は庄交ハイヤー１社のみか。
→　デマンド交通を請け負う事業者の影響を考慮して当該社と連携して進める案を考えている。

５　利用料金について現在の検討内容があれば伺いたい。
→　今年３月にタクシー料金が値上がりした。受益者負担の観点から、デマンド交通も見直すことも必要。本市は市域が広く料金が高いため、市独自の算定基準を考えていくことも必要。

６　予算規模はどう想定しているのか。また、タクシー助成は県の交付金が無くなればかえって財政負担が増えるのではないかと思うが、県の交付金は継続する見込みか。
→　現状のデマンド交通の予算を超えない範囲で検討している。県交付金は新設された制度で、しばらくは継続する見込み。

■第３回専門委員会での主な質問【窓口業務の民間委託】

１　窓口業務の民間委託やデジタル化、業務効率化など総合的な改革ということか。
→　民間委託も窓口改革のひとつであるが、まずは業務の棚卸し、標準化を行った上で、どのような業務を委託できるのか整理する必要がある。

２　行財政専門委員会としてのゴールはどこか。委員に何を求めているか。
→　デジタル化により利便性を向上させるのは当然で、直営や委託によらず進める必要がある。一方、民間委託にあっては国の指針に基づき進めていくところ、コストの面でも考慮すべきところがある。民間委託を検討すると直営でやるべきといった意見も出てくるが、市の業務には職員でなくてもできることがあるとも考えている。こうした論点について、委員には市民目線のご意見をいただきたい。

３　窓口業務の民間委託のメリットは理解できるが、懸念されることや課題はあるか。
→　先行事例を精査したところ、偽装請負に該当しない配慮が必要であること、委託により職員に業務ノウハウが継承・蓄積されにくいこと、受託可能な事業者が限られる場合には契約条件が事業者側に有利となる恐れがあること。様々工夫をして対応していると見ている。

■第３回専門委員会での主な質問【窓口業務の民間委託】

（以下、いただいた意見）

４　民間委託は総合的な窓口改革の一つの手法であり、「窓口業務の民間委託」というタイトルも見直すべき。重要なポイントは、サービス向上、行政コストや職員の労力の削減を図ることだが、そのためにはまず、現在行っている業務を細分化して、行政が直接やるべきこと、デジタル化に置き換えること、民間に移管することを整理し、業務の最適化を図るべき。

５　フロントヤード、バックヤードの仕事のやり方についても全般的に見直して改善した方がよい。スモールスタートも大切だが、一方で構造的に大きく変えることも今回の行財政改革では大きなテーマとなる。そのためにも業務の棚卸しから進めてもらいたい。

６　書かない窓口の先進地である北見市も、ＤＸの前にまず業務の棚卸しといったアナログな面で改革を進めているので参考にしてほしい。

７　窓口業務の一部を民間委託することで職員数の適正化を図ることと理解したが、説明の論点「市民の利便性の向上」と「職員の業務効率化」の方策に終始し、民間委託やＤＸ化を行うことによりどの程度の規模の職員数や人件費の削減が想定されるのか示されていない。
　タイトルを「窓口業務の民間委託」から「窓口業務の効率化」とし、ＤＸ化と業務の一部民間委託を２つの柱と位置づけ、職員数の適正化の具体案を提示してはどうか。

家庭系ごみ処理の有料化の検討

市民部環境政策課

有料化とは、
ごみ処理に係る費用の一部を市民から負担していただく仕組みのことで、多くの自治体では市民がごみ袋を購入する際に支払う形式をとっています。

鶴岡市の現状

・ごみ袋の製作費用を基に価格を設定し販売しておりごみ処理手数料は含まれていない。（ごみ袋の製作に係る経費、保管に係る経費、注文受付販売に係る経費）

県内他市町村の状況

・庄内を除く全ての市町村でごみ処理の有料化を実施している。

家庭系ごみ処理の有料化により見込まれる効果

①ごみの減量：
経済的動機付けによって、無駄な購入をしない、資源となるものを分けるという意識が働きごみの減量につながる。

②分別・資源化の促進：①と同じ

③排出量に応じた市民負担の公平化：
ごみ処理費用は市の負担となっており、ごみを多く排出している人もごみ減量に取り組んでいる人も同じ状況にあるが、排出するごみの量に応じた市民負担になる。

④住民の意識改革を図る：
ごみ処理費用について市民と行政が共有することで、ごみの発生抑制等の意識転換が進む。

有料化に向けての課題

①有料化するごみの範囲の選定
５種類全て（もやすごみ大小・金属その他・びん缶・プラスチック・ペットボトル）を有料化するのか。
例：もやすごみ以外は資源となるため、有料化しない、もしくは金額に差を設ける。

②市民の負担割合と負担軽減策の検討
受益者負担を踏まえた負担のあり方と、低所得世帯、高齢者世帯等の生活状況に応じた負担軽減策の検討。

③有料化に伴い発生する問題への対策
有料化することで分別違反や不法投棄の増加が懸念されることから対策を強化する必要がある。

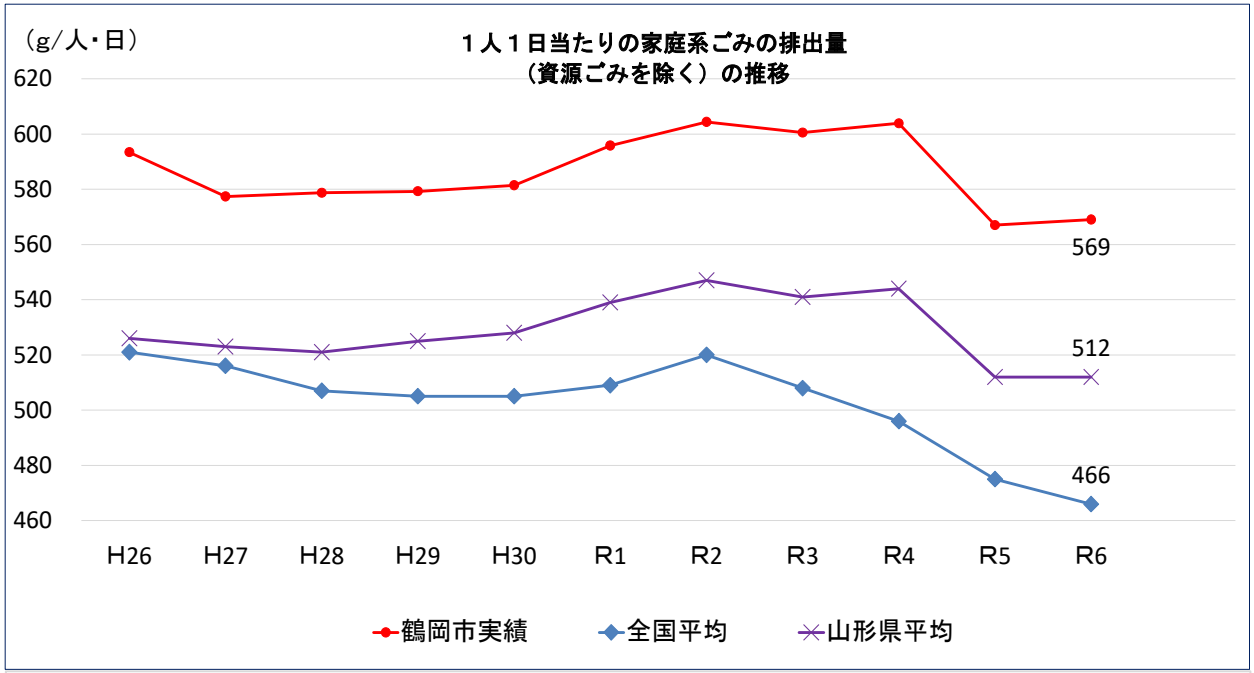
④有料化に対する市民の理解
町内会単位や各種団体等での説明会を開催するなど、市民の理解を得られるよう丁寧な説明と十分な周知を行う必要がある。

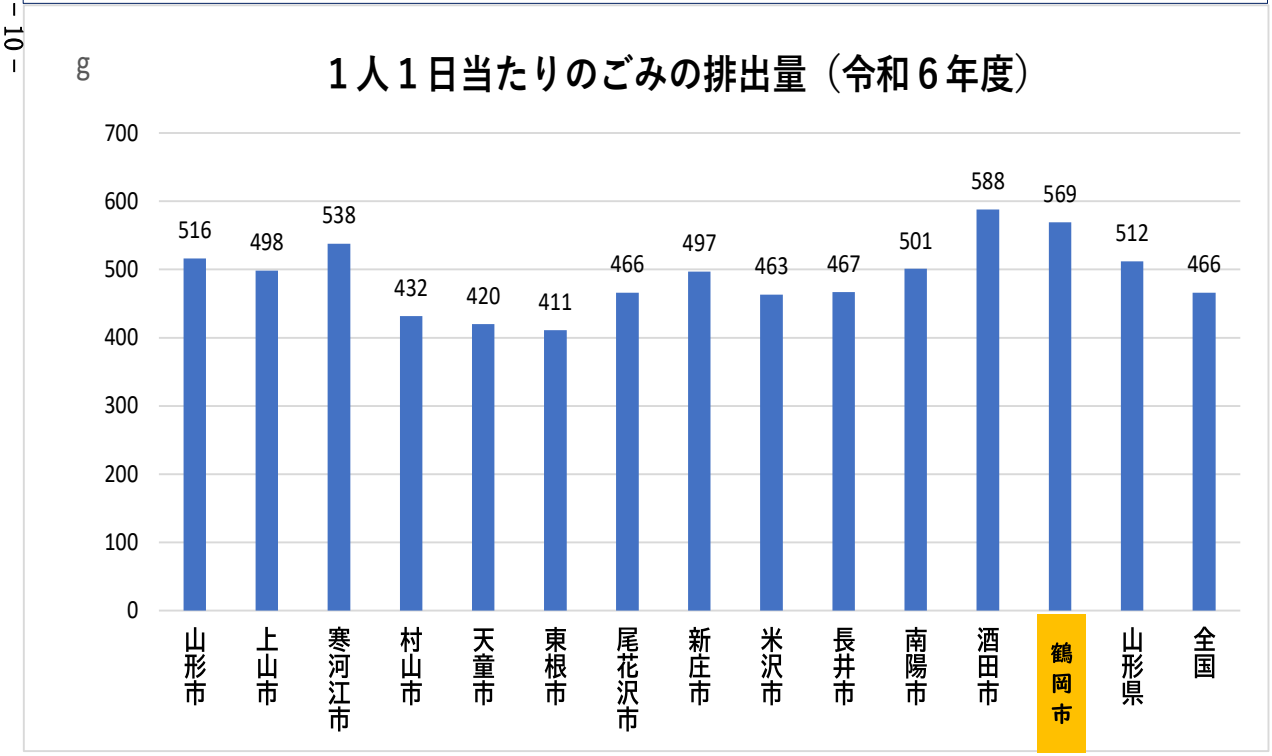
⑤ごみの発生抑制や資源化の推進
ごみの発生抑制や分別の推進について経済性も含めて市民の意識転換を図る。

〈方向性〉
ごみ処理の有料化を実施していない庄内他市町とも連携して課題整理に取り組むとともに、「鶴岡市廃棄物減量等推進審議会」「行財政専門委員会」の意見を踏まえながら有料化に向けて検討を進める。

参考1

（1）１人１日当たりのごみの排出量の推移





（2）ごみ処理費用

○令和６年度　１人当たりの年間費用

全　国	15,124円
山形県	13,101円
鶴岡市	11,536円

〈参考〉令和6年度環境省一般廃棄物処理実態調査及び総務省人口推計より算出

○令和７年度　鶴岡市のごみ処理費用

〈費用の内訳〉

内　容	金　額	割合
収集運搬費	4億4,700万円	32%
焼却処理費	4億7,700万円	34%
資源化処理費	2億5,400万円	18%
最終処分費	1億　900万円	8%
その他処理費	1億2,000万円	8%
合　計	14億 700万円	100%

参考2

（3）県内市町村のごみ有料化の有無とごみ袋の料金（ごみ処理手数料を含む。）

		有料化の有無と実施時期	ごみ袋の料金(R7.4.1現在):ごみ処理手数料を含む（酒田広域行政事務組合・鶴岡市・三川町はごみ処理手数料を含まない。）
山形広域環境事務組合	山形市 上山市 山辺町 中山町	有：平成22年度	○可燃物　特大(60ℓ)60円/枚 大（35ℓ)35円/枚 小（20ℓ)20円/枚 極小(10ℓ)10円/枚 ○不燃物　大（35ℓ)35円/枚 小（20ℓ)20円/枚 極小(10ℓ)10円/枚 ○指定袋無(無料)びん・缶・ペットボトル
西村山広域行政事務組合	寒河江市 西川町 朝日町 大江町	有：平成10年度	○可燃物　大（40ℓ)60円/枚 普通(30ℓ)50円/枚 小（20ℓ)40円/枚 ○不燃物・空き缶・びん 普通(30ℓ)50円/枚 小（20ℓ)40円/枚 ○ペットボトル 普通(45ℓ)50円/枚 小（30ℓ)40円/枚
東根市外二市一町共立衛生組合	村山市 天童市 東根市 河北町	有：平成7年度	○可燃物　大（35ℓ)50円/枚 小（25ℓ)40円/枚 最小(15ℓ)30円/枚 ○不燃物　大（45ℓ)50円/枚 小（30ℓ)40円/枚 ○資源　大（45ℓ)50円/枚 小（30ℓ)40円/枚 ○プラ製容器包装 大（50ℓ)50円/枚 小（35ℓ)40円/枚
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	尾花沢市 大石田町	有：平成17年度	○可燃物　大（30ℓ)40円/枚 小（14ℓ)30円/枚 ○不燃　大（40ℓ)40円/枚 小（14ℓ)30円/枚
最上広域市町村圏事務組合	新庄市 金山町 最上町 舟形町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村	有： 新庄市 平成11年度 他町村 平成10年度	○可燃物　大（60ℓ)50円/枚 中（35ℓ)40円/枚 小（20ℓ)30円/枚 ○不燃物　大（60ℓ)50円/枚 中（35ℓ)40円/枚 小（20ℓ)30円/枚
置賜広域行政事務組合	米沢市 長井市 南陽市 高畠町 川西町 小国町 白鷹町 飯豊町	有：平成11年度	○可燃物　大（30ℓ)55円/枚 小（20ℓ)37円/枚 ○不燃物　大（45ℓ)55円/枚 小（30ℓ)37円/枚 ○資源　大（45ℓ)40円/枚 小（30ℓ)25円/枚
酒田地区広域行政組合	酒田市 庄内町 遊佐町	無	○市がごみ袋の仕様を設定し各業者が製造。小売店への販売価格は各業者の自由設定。小売価格も小売店で自由設定。
	鶴岡市 三川町	無	○市で指定袋を製作し(大30ℓ・小15ℓ)小売店に販売。小売価格は小売店で自由設定。

（4）鶴岡市のごみ処理費用に対するごみ袋の売り上げ収入の割合

項　目	売上収入（令和7年度）	行政と市民の負担割合	備　考
鶴岡市の現状	約8,700万円	－	袋の製作・販売・保管に係る費用を負担いただいている。 ごみ処理費用は含まれない。
山形市と同じ価格設定の場合	約2億6,300万円	8：2	山形市では、びん・缶・ペットボトルは無料で収集している。 ごみ袋製作費用＋ごみ処理費用
米沢市と同じ価格設定の場合	約4億6,000万円	7：3	米沢市ではすべてのごみを対象として指定ごみ袋にごみ処理費用が上乗せされている。 ごみ袋製作費用＋ごみ処理費用

農業経営者育成学校（ＳＥＡＤＳ）のあり方

経過

令和2年4月　　鶴岡市立農業経営者育成学校（SEADS）開校

・新規就農者の確保、定住人口の増加に寄与することを目的とし、域外や農外から、若者を呼び込むことができる宿泊機能を伴った研修拠点施設を整備

令和3年3月　1期生の大量退学

・1期生の募集17人に対して入校は13人。うち7人が退学。

・市議会からSEADS関連予算に対して付帯決議が提出される。

・以降、募集対象を「域外・農外」から「域内外・農外」に拡大

入校生の経過

R2：13人（域内5人、域外8人）、R3：9人（域内2人、域外7人）
R4：9人（域内3人、域外6人）、R5：7人（域内5人、域外2人）
R6：8人（域内7人、域外1人）、R7：9人（域内5人、域外4人）
R8：13人（域内9人、域外4人）

課題

１．当初目的の域外（庄内以外）からの入校生が減少傾向にある

２．修了生のうち独立自営者に対する支援業務が増加している

指導者が身近にいないことから、作業の段取りが未熟なため、適地作ができず経営がうまくいかない者が多く、定期的な個別対応が必要

３．研修生一人当たりの経費に対して受益者負担が少ない

研修経費：1,817千円/人・年、受益者負担：360千円/人・年
※研修経費は、令和7年度決算額36,331千円を研修生20人で除したもの
※受益者負担は、授業料・宿泊料・食費：各10千円/月の1年分（最大値）

４．SEADSの特徴が地域に十分に周知されていない

県内の類似学校等とのすみ分けや就農支援体制が理解されていない。

現状

○これまでの改善事項

①指導体制：運営スタッフの増員（2人→7人）
②研修内容：研修時間の拡大、受入農家によるマンツーマン指導
③生活環境：夕食提供、保健師による健康相談
④就農支援：アドバイザー増員、市職員常駐
⑤募集活動：入校体験会、オンライン説明会の実施

令和8年4月1日現在

○研修生：20人（鶴岡市出身10人、他県内出身4人、県外出身6人）
○修了生：累計35人（独立自営21人、雇用就農7人、親元就農7人）
○令和7年度決算額：36,331千円（うち一般財源額29,758千円）

課題解決の取組

１．経費の削減と収入の増加

・プロモーション費や研修運営業務委託料の見直し
・宿泊料や食費など、実費に見合った負担額の見直し
・座学や農場研修等の外部委託の検討

２．研修方針の見直し

・研修品目を多品目から産地化を目指す品目への絞り込み
・修了生に対する個別支援の見直し（経営安定に向け修了後5年を目途）
・近年増加のUターン者の入校を目指し、地元での募集活動を強化
・独立就農希望者への指導強化（第3者継承や雇用就農経由の推奨）

資料１　新規就農者数（鶴岡市）の推移

単位：人

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
新規学卒就農者	5	6	4	6	2	4	4	2	1	3	4	－	41
Uターン就農者	19	9	11	11	7	34	25	34	33	19	17	－	219
新規参入就農者	8	8	13	7	11	7	24	18	18	12	15	－	141
合計	**32**	**23**	**28**	**24**	**20**	**45**	**53**	**54**	**52**	**34**	**36**	**－**	**401**
合計のうち域外者	1	1	3	0	5	2	3	3	6	5	3	－	32

（参考）出身地別SEADS修了生数

単位：人

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 1期生	R5 2期生	R6 3期生	R7 4期生	R8 5期生	計
鶴岡市	－	－	－	－	－	－	－	4	2	1	4	6	17
庄内町	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	1	0	1
三川町	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0
域外	－	－	－	－	－	－	－	1	7	5	2	2	17
合計	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**－**	**5**	**9**	**6**	**7**	**8**	**35**

※修了年度の翌年度（新規就農者になった年度）に数値を記載
※R5の2期生の域外7人のうち1人は鶴岡市外に就農

資料２　農業経営者育成学校管理運営事業費の推移

単位：千円

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
施設整備費	324,247	0	0	0	0	0	0	324,247
人件費	0	0	0	6,882	12,622	12,234	13,420	45,158
施設管理費	0	11,388	18,546	15,953	14,830	15,233	12,393	88,343
プロモーション委託	0	21,782	12,194	9,350	4,400	3,960	3,795	55,481
研修運営委託	0	25,223	33,660	14,740	7,150	6,985	6,723	94,481
小計	**324,247**	**58,393**	**64,400**	**46,925**	**39,002**	**38,412**	**36,331**	**607,710**

○鶴岡市立農業経営者育成学校設置及び管理条例

令和元年9月26日
条例第13号

（設置）

第1条　将来にわたる農業の発展を図り、定住人口の増加に寄与するため、農業経営者の育成及び確保のための施設として、鶴岡市立農業経営者育成学校（以下「学校」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条　学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鶴岡市立農業経営者育成学校	鶴岡市千安京田字龍花山1番地1

（事業）

第3条　学校は、次に掲げる事業を行う。

(1)　農業経営者の育成に関すること。

(2)　研修の企画及び実施に関すること。

(3)　前2号に掲げるもののほか、学校の設置の目的を達成するために必要なこと。

（修業期間）

第4条　学校の修業期間は、2年間とする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、これを延長することができる。

（入学資格）

第5条　学校に入学することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1)　入学の日において年齢18歳以上48歳未満であること。

(2)　普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。）を運転することができる運転免許（同法第84条第1項に規定する運転免許をいう。）を受けていること。

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件を満たすこと。

（入学の許可）

第6条　学校に入学しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（研修）

第7条　学校は、前項の許可を受けた者（以下「研修生」という。）を農業経営者として育成するため、研修を行う。

2　前項の研修は、座学研修及び実践研修とする。

（授業料）

第8条　研修生は、授業料を納付しなければならない。

2　前項の授業料の額は、年額12万円とする。ただし、座学研修のみの受講の場合は、半額とする。

3　市長は、特別の理由があると認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。

（授業料の還付）

第9条　既納の授業料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（退学命令）

第10条　市長は、研修生が次の各号のいずれかに該当するときは、退学を命ずることができる。

(1)　心身の故障その他の事由により研修を受けることが困難であると認められるとき。

(2)　学校の規律を乱し、又は学校の名誉若しくは信用を害する行為をしたとき。

(3)　正当な理由がなく研修を長期欠席したとき。

(4)　この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（宿泊施設の使用の許可等）

第11条　研修生は、市長の許可を受けて宿泊施設を使用することができる。

2　前項の許可を受けた者（次条において「使用者」という。）は、月額1万円を使用料として納付しなければならない。ただし、使用を開始する日の属する月の使用料の額は、市長が別に定める。

3　第8条第3項及び第9条の規定は、前項の使用料について準用する。

（宿泊施設の使用許可の取消し等）

第12条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、宿泊施設の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1)　他の使用者に迷惑をかけたとき。

(2)　1月以上宿泊施設を使用しないとき。

(3)　退学したとき。

(4)　この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(研修室の使用の許可)
第13条　学校のうち別表に掲げる施設(以下「研修室」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、第7条第1項の研修で使用する場合は、この限りでない。
2　市長は、前項の許可に際し、学校の管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。
(研修室の使用許可の制限)
第14条　市長は、研修室を使用する目的又は方法が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。
(1)　公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
(2)　学校の施設又は附属設備若しくは備品(以下「設備等」という。)を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
(3)　学校の管理運営上支障があるとき。
(研修室の使用料)
第15条　研修室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を支払わなければならない。
2　前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
3　第8条第3項及び第9条の規定は、第1項の使用料について準用する。
(目的外使用等の禁止)
第16条　使用者は、許可を受けた目的以外に研修室を使用し、又は使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。
(使用許可の取消し等)
第17条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき又は学校の管理運営上やむを得ない理由が生じたときは、研修室の使用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用の停止を命ずることができる。
(1)　虚偽の申請により使用許可を受けたとき。
(2)　許可に付した条件に違反したとき。
(3)　この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
2　前項の規定により研修室の使用の許可を取り消され、若しくはその条件を変更され、又は使用を停止させられたことにより生じた損害については、市長はその責めを負わない。
(原状回復)
第18条　使用者は、研修室の使用を終了したとき又は使用の許可を取り消されたとき若しくは使用を停止させられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。
2　前項の規定による原状回復に要する費用は、使用者の負担とする。
(損害賠償)
第19条　学校の施設又は設備等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところによりその損害を賠償しなければならない。
(委任)
第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第13条、第15条関係)

(単位：円)

区分	基本使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前8時30分から午後10時まで
大研修室	2,500	3,800	6,500	12,200
小研修室	1,500	1,700	2,900	5,100

備考
1　使用者が宴会を目的として使用する場合の使用料は、基本使用料に基本使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
2　使用者が営利又は宣伝を目的として使用する場合の使用料は、基本使用料に基本使用料の10割に相当する額を加算した額とする。
3　使用時間には、準備及び原状に復するために要する時間を含む。
4　設備等の使用料及び冷暖房料については、市長が別に定める。

○鶴岡市総合計画審議会条例

平成１７年１２月２６日

条例第２６２号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定により、鶴岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合計画の策定及び実施に関し必要な調査及び審議を行う。

（組織）

第３条　審議会は、委員３５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 知識経験者

(3) 関係行政機関の職員及び団体の役員

(4) 市民の代表者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会）

第７条　審議会に必要に応じ部会を置くことができる。

（専門委員会）

第８条　審議会に専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

２　専門委員会の委員は、市長が委嘱する。

（顧問及び参与）

第９条　審議会に顧問及び参与を置くことができる。

２　顧問及び参与は、市長が委嘱する。

（幹事）

第１０条　審議会の事務を処理するため幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

（庶務）

第１１条　審議会の庶務は、企画部において処理する。

（一部改正〔平成１９年条例５号〕）

（委任）

第１２条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年３月２３日条例第５号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

○鶴岡市総合計画審議会条例施行規則

平成１９年５月９日

規則第４６号

改正　平成２６年３月３１日規則第１２号

平成３０年１月３１日規則第２号

令和８年３月１日規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は、鶴岡市総合計画審議会条例（平成１７年鶴岡市条例第２６２号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第２条　鶴岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に総合調整部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

２　部会は、審議会から付託された事項について必要な調査及び審議を行う。

３　部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

（部会長）

第３条　部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

３　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（部会の会議）

第４条　部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

２　部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（報告）

第５条　部会長は、付託された事項について調査及び審議した結果を審議会に報告するものとする。

（専門委員会）

第６条　審議会に次の専門委員会を置く。

(1) 企画専門委員会

(2) 市民教育専門委員会

(3) 厚生専門委員会

(4) 産業専門委員会

(5) 社会基盤専門委員会

(6) 行財政専門委員会

２　専門委員会は、審議会から付託された事項について必要な調査及び審議を行う。

３　第３条から前条までの規定は、専門委員会について準用する。この場合において、「部会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

（一部改正〔平成３０年規則２号〕）

（庶務）

第７条　審議会並びに部会及び専門委員会（行財政専門委員会を除く。）の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

２　行財政専門委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

（一部改正〔平成２６年規則１２号〕）

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年３月３１日規則第１２号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成３０年１月３１日規則第２号）

この規則は、平成３０年２月１日から施行する。

附　則（令和８年３月１日規則第４号）

この規則は、令和８年３月１日から施行する。